

ID: 53

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	施術者登録の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市はり、きゅう、マッサージ等施設利用者助成規則 第11条第2項		
例 規 番 号	平成17年規則第65号		
【基準】 第11条の規定による。 (登録辞退等) 第11条 施術者は、施術者としての登録を辞退しようとするときは、1月前までに旭市はり、きゅう、マッサージ等施術者辞退届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、施術者がこの規則に違反したと認めるときは、その登録を取り消すことができる。 3 施術者が、第1項の規定により施術者としての登録を辞退し、又は前項の規定により取り消されたときは、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 64

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市介護保険条例 第9条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第76号		
【基準】 第9条及び附則第7項の規定による。 (延滞金) 第9条 保険料の納付義務者は、納期限後に当該納期に係る保険料を納付するときは、当該納付金額に当該納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、当該端数の全額又は当該金額の全額を切り捨てる。)に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。この場合において、延滞金の計算の基礎となる保険料の額に1,000円未満の端数があるとき又は当該保険料の額の全額が2,000円未満であるときは、当該端数の全額又は当該保険料の額の全額を切り捨てて計算するものとする。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (延滞金の割合の特例) 7 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 67

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市介護保険条例 第17条から第21条まで		
例 規 番 号	平成17年条例第76号		
【基準】 第17条から第21条までの規定による。 (罰則) 第17条 市長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者を10万円以下の過料に処する。 第18条 市長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者を10万円以下の過料に処する。 第19条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。 第20条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。 第21条 第17条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 68

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	利用者負担額の減免等の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市介護保険規則 第33条		
例 規 番 号	平成17年規則第79号		
【基準】 第33条の規定による。 (利用者負担額の減免等の取消し) 第33条 市長は、偽りその他不正の行為により第27条から前条までの規定により減免を受けた被保険者があることを発見したときは、直ちに、当該減免を取り消し、当該被保険者がその取消しの日の前日までに減免によりその支払を免れた額について、期限を付して、当該被保険者から返還させるものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 69

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	保険料の減免の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市介護保険規則 第37条第1項		
例 規 番 号	平成17年規則第79号		
【基準】 第37条の規定による。 （保険料の減免の取消し） 第37条 市長は、偽りその他不正行為により保険料の減免を受けた被保険者があるときは、直ちに、当該保険料の減免を取り消し、当該被保険者がその取消しの日の前日までに減免によりその支払を免れた額について、期限を付して、当該被保険者から納入させるものとする。 2 市長は、前項の決定をしたときは、第45号様式により当該被保険者に通知するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 70

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	保険料の徴収猶予の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市介護保険規則 第38条第1項		
例 規 番 号	平成17年規則第79号		
【基準】 第38条の規定による。 (保険料の徴収猶予の取消し) 第38条 市長は、保険料の徴収猶予を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予の全部又は一部を取り消し、当該被保険者から納入させなければならない。 (1) 徴収猶予を受けた理由が変化したため、徴収猶予することが不適當であると認められるとき。 (2) 偽りその他不正行為により徴収猶予を受けたと認められるとき。 2 市長は、前項の決定をしたときは、第46号様式により速やかに当該被保険者に通知するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 73

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	基準該当居宅サービス事業者の登録の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者に関する規則 第12条		
例 規 番 号	平成17年規則第80号		
【基準】 第12条の規定による。 (基準該当居宅サービス事業者の登録の取消し) 第12条 市長は、基準該当居宅サービス事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条の登録を取り消すものとする。 (1) 基準該当居宅サービス事業者が、当該登録に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービス事業者が満たすべき基準又は居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービス事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。 (2) 基準該当居宅サービス事業者が、居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (3) 特例居宅介護サービス費等の請求に関し不正があったとき。 (4) 基準該当居宅サービス事業者が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 基準該当居宅サービス事業者又は基準該当居宅サービス事業所の従業員が前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、基準該当居宅サービス事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (6) 基準該当居宅サービス事業者が、不正の手段により第2条に規定する登録を受けたとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 74

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	基準該当居宅介護支援事業者の登録の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者に関する規則 第13条		
例 規 番 号	平成17年規則第80号		
【基準】 第13条の規定による。 (基準該当居宅介護支援事業者の登録の取消し) 第13条 市長は、基準該当居宅介護支援事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の登録を取り消すものとする。 (1) 基準該当居宅介護支援事業者が、基準該当居宅介護支援事業所の介護支援専門員の人員について、居宅介護支援基準省令に規定する基準該当居宅介護支援事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。 (2) 基準該当居宅介護支援事業者が、居宅介護支援基準省令に規定する基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (3) 特例居宅介護サービス計画費等の請求に関し不正があったとき。 (4) 基準該当居宅介護支援事業者が、第11条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 基準該当居宅介護支援事業者又は当該登録に係る事業所の従業者が、第11条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、基準該当居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (6) 基準該当居宅介護支援事業者が、不正の手段により第3条に規定する登録を受けたとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日